

令和2年9月24日

## 越前市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の 包括的地域連携に関する協定の締結について

越 前 市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

越前市（市長：奈良 俊幸）ならびに北陸電力株式会社（丹南支店長：川原 雅人）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 福井支社長：古田 勝）は、本日、「包括的地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、越前市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 地域の安全・安心、災害対策に関すること
2. 環境・エネルギーに関すること
3. 観光振興・まちづくりに関すること
4. 子ども・子育て支援および女性活躍推進、健康増進に関すること

<別紙1> 包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

<別紙2> 包括的地域連携に関する協定書

### 【お問い合わせ】

越 前 市：企画部 政策推進課

（電話）0778-22-3016

北 陸 電 力：丹南支店 総務担当

（電話）0778-23-1217

北陸電力送配電：福井支社 総務担当

（電話）0776-25-8723

## 越前市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

令和2年9月24日  
越前市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

越前市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、以下の4つの連携事項について検討・推進して参ります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

### 1. 地域の安全・安心、災害対策に関すること

- 情報連絡体制や防災訓練における相互連携など地域防災に関する対応
- 災害発生時の電源確保に関する協力
- 災害対策に関する相互の連携
- 子どもや高齢者の見守り活動への協力
- 安全、安心して生活できるまちづくりへの協力



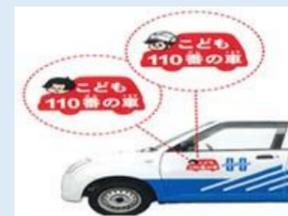
防災訓練



災害時の停電復旧作業



防犯カメラ設置



子ども110番の家

### 2. 環境・エネルギーに関すること

- 再生可能エネルギーの利活用の促進
- 省エネルギーの促進
- 環境美化活動への協力
- 出前広報，エネルギーに関する教育・啓発活動の実施



省エネコンサル



美化活動



出前講座

### 3. 観光振興・まちづくりに関すること

- 地元特産品の斡旋協力
- 地域イベント等への協力
- 中心市街地活性化への協力



北陸新幹線南越駅（仮称）周辺  
まちづくり計画への協力



菊花マラソンへの参加

- まちづくり計画への協力
- プロモーション戦略事業への協力

### 4. 子ども・子育て支援および女性活躍推進，健康増進に関すること

- 夢ある子どもの育成協力
- 健康すまいる事業への協力



健康すまいる事業所登録



ペットボトル風車発電の製作



女性対象のふれあい講座

- 女性活躍の推進
- 男女共同参画社会の促進

## 包括的地域連携に関する協定書

越前市（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 3者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- （2） 環境・エネルギーに関すること
- （3） 観光振興・まちづくりに関すること
- （4） 子ども・子育て支援および女性活躍推進、健康増進に関すること

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

## （守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

## （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 福井県越前市府中一丁目13番7号  
越前市長

奈良 俊幸（自署）

乙 福井県越前市高木町第11号16番地1  
北陸電力株式会社  
丹南支店長

川原 雅人（自署）

丙 福井県福井市日之出1丁目4番1号  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 福井支社長

古田 勝（自署）